

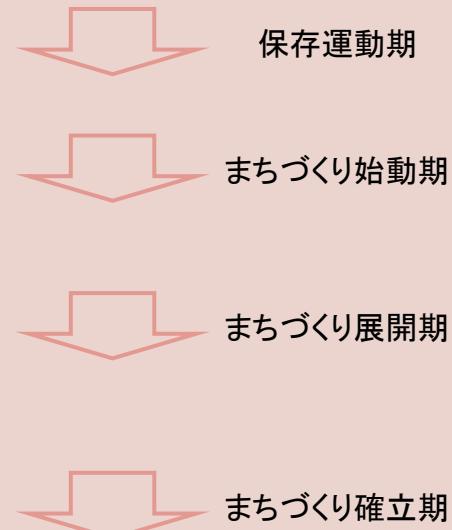
(1)保存地区の概要

地 区 名	川越市川越
種 別	商家町
面 積	約7.8ヘクタール
選定年月日	平成11年12月1日
特 徴	川越の城下町は、室町時代後期に上杉・北条氏により基礎が築かれ、江戸時代初期に近世城下町として整備された。以後、舟運や街道の整備と併せ商業都市として繁栄する。町割は慶安年間(1648～1652)に定められた形態を幕末まで踏襲し、今日の道路形態からその様子を推量することができる。保存地区は、町割における町人地の中心部に該当する。今日に見る町並みは、明治26年(1893)の川越大火後に建築された黒漆喰塗の蔵造り町家を始め、近代洋風建築等も含め、多様な建築様式の伝統的建造物が建ち並び、特色ある歴史的景観を伝えている。



(2)保存地区のあゆみ

昭和50年度(1975)	伝統的建造物群保存対策調査実施
昭和56年度(1981)	蔵造り商家を市の文化財に指定開始
昭和62年度(1987)	一番街「町並み委員会」発足
平成4年度(1992)	一番街電線地中化完了
平成10年度(1998)	川越市伝統的建造物群保存地区保存条例制定
平成11年度(1999)	川越市川越伝統的建造物群保存地区の都市計画決定 重要伝統的建造物群保存地区選定
平成13年度(2001)	川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画策定
平成23年度(2011)	川越市歴史的風致維持向上計画認定
平成28年度(2016)	重要無形民俗文化財「川越氷川祭の山車行事」のユネスコ無形文化遺産登録
令和元年度(2019)	重要伝統的建造物群保存地区選定20周年



(3)保存地区の保存と整備

現在の町並みは、当地区におけるルール(町づくり規範)に基づき、建物、工作物さらに道路などが空間として一体的に整備されている。

平成13年度に「川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画」が策定されて以降、防火水槽や簡易型屋外消火栓など防災設備を設置し、当地区内の防災訓練を実施してきた。近年は防災意識の高まりから、地元主催による防災訓練が定期的に開催されている。

平成12年度に開始した修理・修景事業は着実に実績を重ね、現在の町並みへと再生された。それに伴い国内外から当地区の町並みが注目され入込観光客数は年々増加し、令和元年には775万人を記録した。多くの方に文化財への愛着心が芽生えることが期待される。

■修理事業

全82件実施(平成12年度～令和3年度)



■修景事業

全5件実施(平成12年度～令和3年度)



■文化財建造物等を活用した地域活性化事業

時の鐘耐震補強工事
(平成25年度～平成28年度)



■防災事業

防火水槽8基、簡易型屋外消火栓29基
(平成14年度～平成17年度)

地域主催の防災訓練(平成27年度～)



■川越市入込観光客数の推移及び保存事業補助金交付件数の累積

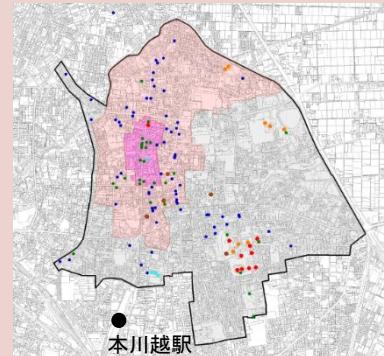


(4)保存地区の活用とまちづくり

川越市には、歴史と伝統により培われた人々の活動が根付いており、その証ともいえる歴史的建造物と市街地の環境が一体となり、歴史的風致が形成されている。

平成23年度に認定された川越市歴史的風致維持向上計画では、当地区及びその周辺を重点区域と定め、各々の地域の特色を生かした歴史まちづくりを展開している。官民が所有する歴史的建造物の保存・活用だけでなく、重要無形民俗文化財「川越氷川祭の山車行事」の山車修理、歴史的な町並みや道すじの保全を街路事業によって行う歴史的地区環境整備街路事業など、様々な事業により地区の魅力向上や活性化を図っている。

■川越市歴史的風致維持向上計画



- 凡例**
- 重点区域
 - 川越十ヵ町地区
 - 伝建地区
 - 重要文化財
 - 登録有形文化財
 - 県指定文化財
 - 市指定文化財
 - 都市景観重要建築物等

都市景観重要建築物
及び景観重要建造物の修理補助事業

歴史的地区環境整備街路事業

川越市歴史的風致維持向上計画重点区域

■重要無形民俗文化財「川越氷川祭の山車行事」 (ユネスコ無形文化遺産登録)



川越氷川祭の山車修理
川越氷川祭の山車行事保存会への補助事業

■町並みの変化



昭和60年

現在

(5)住民等の取組

当地区及びその周辺では、重要伝統的建造物群保存地区に選定された平成11年以前から川越町並み委員会を中心とした地域住民による主体的なまちづくりが行われてきた。活動の幅はまちづくりの範囲に止まらず、文化や技術を次の世代に伝えるイベントが地域主催で開催されている。(写真上はNPO法人「川越蔵の会」主催による「川越の職人と手しごと体験市」の様子)

■川越町並み委員会

「川越町並み委員会」の前身である「町並み委員会」は、商店街・研究者・専門家・行政からなる「商業の活性化」と「町並み景観保全」を目指す組織として、昭和62年に発足した。

「町並み委員会」の活動はまちづくりに関する一定のルール「町づくり規範」を制定することから始まり、個々の建築行為への協議・助言を行うなど、地域のまちづくりに関する自主的な事前審査機関の役割を担ってきた。

平成21年からは「川越町並み委員会」に改称し、地域住民も含めた伝建地区全体の保存団体として活動の幅を拡げている。

川越町並み委員会は、商業の振興発展や、蔵造りの町並み保全に尽力してきた取組が評価され、数々の表彰を受賞されている。主なものとして、地方自治法施行70周年記念地方自治功労者総務大臣表彰がある。また、長年にわたり委員長を務めた可児氏は、その功績について埼玉県表彰を受賞された。



■町づくり規範

町並み委員会が定めた自主協定「町づくり規範」では、まちづくりの基本目標として、「商業活動の活性化による経済基盤の確立」「現代にふさわしい居住環境の形成と豊かな生活文化の創造」「地域固有でしかも人類共有の財産としての価値を持つ歴史的町並みの保存と継承」の三つを掲げている。

「町づくり規範」は、川越の都市のあり方に始まり、建物の建て方から看板に至るまで、わかりやすい言葉で表したルールブックである。「高さは周囲を見て決める」、「主要な棟や建物が目立つように」、「材料は自然的素材、地場産を優先」など、規制ではなく提案型で望むべき姿として表していることが特徴となっている。

